

MARKET REPORT

2014年3月6日
情報提供資料

カナダ -政策金利の据え置きが続く-

<政策金利の据え置きが続く>

3月5日、カナダ中央銀行は政策金利を1.00%で据え置きました。

声明文では2013年10-12月のGDPが予想よりも少し高めの成長となったことが指摘された一方、景気・物価ともに次第に強まっていくという従前の見通しを変えるものではなく、政策金利を据え置くことが適切という判断に至ったことが示されました。

また、1月の声明文同様、今後の金融政策の動向については経済情勢次第とし、政策金利の方向性や変更時期についての言及はなされませんでした。

<カナダドルは反発>

カナダ中央銀行の政策金利据え置きの発表後、カナダドルは上昇しました。3月5日海外終値は、1米ドル=1.10カナダドル、1カナダドル=92.75円となっています。

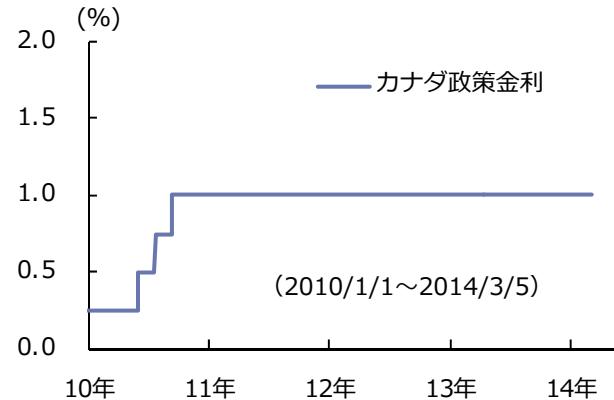
カナダドルは対米ドルで軟調な推移が続いてきましたが、景気・物価の持ち直しの動きや金融市場での過度なリスク回避的な動きの後退などを背景に足元では下落傾向が一服してきています。

<為替見通し>

米国の量的緩和の縮小やウクライナ情勢の緊迫化などがカナダドルの売り材料となる可能性がある点には留意が必要です。他方、カナダドル安が続いてきたことや足元で原油先物相場が持ち直してきていることなどが、カナダ景気やカナダドル買いの支援材料となる見込みです。

また、日本の金融政策は緩和傾向が続き、円安が続くことが予想されます。これまでの日銀関係者の発言などから、情勢次第では追加金融緩和を行うという期待が高まりやすい状況にあると考えられ、カナダドルの対円で持ち直しの動きが期待されます。

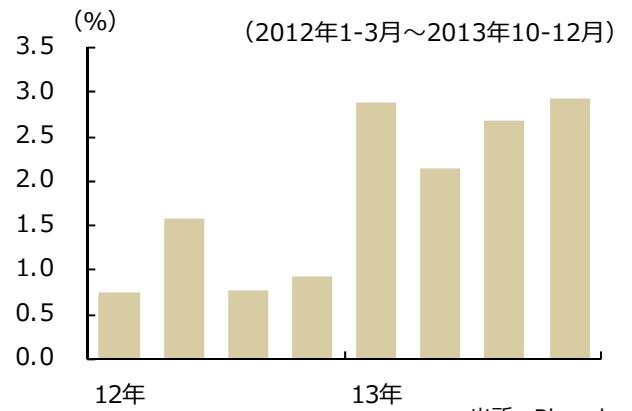
<政策金利の推移>



<カナダドルの推移>



<実質GDP（前期比年率）>



出所：Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%（税込）但し、最低2,700円（税込）の委託手数料が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
消費税率は、2014年4月1日以降の税率である8%で計算しております。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができるところから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会